

岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標について

教育研修課

1 策定について

(1) 平成 29 年 4 月 1 日に教育公務員特例法等が一部改正

- ・ 教員等の任命権者は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。

(2) 岐阜県教育委員会教員育成協議会設置要綱に基づき、平成 29 年に育成協議会を設置

- ・ 教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力を明確化した到達目標を作成し、それに応じた研修の充実を図ることで、教員の資質向上を目指す。

(3) 「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標【幼・小・中・高・特・養・栄】（教員育成指標）」を策定 → 平成 30 年 2 月教研第 436 号にて発出

(4) 「教員育成指標【校長（管理職）】（教員育成指標）」を策定

→ 令和 2 年 10 月教研第 197 号にて発出

- 指標に基づいた研修体系、講座を構築し実施

2 改訂について

(1) 令和 3 年 1 月 26 日付中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」にて「ICT活用指導力」と「特別支援教育」に関する指標の策定が示された。

(2) 令和 3 年の教員育成協議会

- ・ 第 1 回協議会 令和 3 年 7 月 26 日(月)
- ・ 第 2 回協議会 令和 3 年 9 月 21 日(火) 両日 15:00~16:30

(3) 「教員育成指標【幼・小・中・高・特・養・栄】」を改訂

→ 令和 3 年 10 月 教研第 168 号にて、活用ガイドとともに発出

- 現在、令和 4 年度用の指標に基づいた研修体系、講座を構築中

3 指標の活用について

- 一人一人の教員が、自分自身のキャリアステージに求められる資質能力を把握し、自己課題を明確にしたり、目標を設定したりする際の拠りどころとして活用
- 校長（管理職）が、一人一人の教員との「対話」を通して、資質向上に向けた指導助言をする際や、岐阜県総合教育センター等で実施する研修等の受講を奨励する際に活用